

2019年5月31日

## 第9回子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会への意見

委員 普光院 亜紀

本日は欠席になってしまい、申し訳ありません。  
次の点を今回委員会への意見として提出いたします。

## ① 不適切なシッティングを防止できるしくみについて

個人が密室で保育をするというベビーシッターの特性、およびマッチングサイト事件の教訓をふまえ、無償化対象となるベビーシッターに関しては不適切なシッティングを防止できるしくみを考えるべきではないでしょうか。

ここまでの議論では、研修（有資格者の補足研修も含め）を受けることを無償化の条件とし、その実技研修の部分で適格性が判断できるということになっていますが、それはどのように可能でしょうか。実技研修時に、なんらかの不適格性が判明した場合に、不合格を与えるということは可能なのでしょうか。簡易な指標を開発できるのかどうか検討していただきたいと思います。

また、登録後において、なんらかの不適格性が明らかになったシッターについては、登録を抹消する手続きを定める必要があると考えます。「認可外保育施設指導監督の指針」には、認可外保育施設について改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等が定められていますが、シッターに関しては立入調査が行われなため同じ手順では行えません。

なお、何かにつけシッターの側の負担軽減に配慮する意見もありましたが、現在検討しているのは無償化の範囲を決める基準であり、**安全を脅かしてまで無償化シッターをふやす必要性はない**ということはおまえておかねばならないと思います。

## ② 登録制および全国データベースについて

シッターの登録を全国的なデータベースとすることについて、個人情報観点から危惧する意見もありますが、無償化を実施する以上、国の責任において実施すべきと考えます。

登録は、会社所属のシッターであっても個人単位で行う必要があると考えます。

全国データベースでは、登録情報はシッター登録番号（都道府県略号と数字でつくるなど）で表示し、名前や住所、連絡先は管轄する自治体等のみが参照できるシステムにすれば可能ではないかと考えます。

シッターは登録証を携帯するものとし、利用者や自治体、シッター会社は、登録証に記載された登録番号によって全国データベースを検索でき、研修履歴、無償化資格の有無、保育

士資格等の保有状況を確認できるようにする必要があると思います。

### ③ 登録制を利用した質の確保について

利用者にシッターに関する疑問や相談があるときは、管轄する都道府県もしくは基礎自治体に問い合わせることができるようにすることが必要です。

相談を受けた都道府県、基礎自治体は、データベースの非公開部分に相談内容を記録し、監査や巡回指導支援に活用していただきたいと思います。

無償化にかかわる費用償還が基礎自治体の仕事になるため、利用者からの相談も基礎自治体にくることが予測されます。子どもの安全を守るため、都道府県と基礎自治体が情報を共有し、連携することが重要になると考えます。そのためにも、この機会に全国データベースの構築を進めていただきたいと思います。

以上ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。